

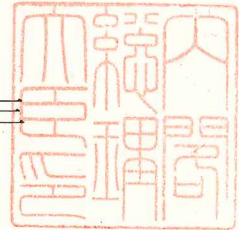
資料 2 - 5

消表対第 4 4 7 号
平成 2 6 年 1 0 月 1 0 日

消費者委員会

委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

下記について、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 2 6 年法律第 7 1 号）附則第 2 条第 1 項において同法による改正後の不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「改正後の景品表示法」という。）第 7 条の例によることとされた改正後の景品表示法第 7 条第 3 項の規定の基づき貴委員会の意見を求めます。

記

改正後の景品表示法第 7 条第 2 項の規定に基づく指針を別添のとおり定めることについて

